

## 第4章 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項

この章では、景観形成に関して宮城県が取り組むべき施策について基本目標の「まもる」、「つくる」、「育てる」の視点で整理し、それぞれの施策の基本的な考え方と、施策の実施における注意事項を示します。

### (1) 「まもる」ための施策

---

豊かな自然や、各地域の歴史的・文化的資産は、その地域の独自性を際立たせる大切な景観資源といえます。美しい景観の形成のためには、そのような景観資源を保存継承していくための取組が欠かせません。

そのために、守るべき景観やその景観を構成する要素を明らかにすること、守るべき景観資源を適切に保存すること、さらには保存した資源の価値が低下しないような、又はその価値をさらに向上させるような取組を進めていきます。

### (2) 「つくる」ための施策

---

人々の生活は、その時々社会状況の変化にさらされており、それに柔軟に対応していくことが求められます。それに伴って景観も更新されることとなります。そのようなとき、守るべきものを守った上で、それらと調和した新しい要素を付け加えていくことによって、さらに個性的で豊かな景観をつくり出すことができると考えられます。

そのために、「まもる」として調和のとれた「つくる」ためのルールづくりや、そのルールを適切に運用して、魅力ある景観をつくるための取組を進めていきます。

### (3) 「育てる」ための施策

---

良好な景観づくりは、行政だけではなく、県民や事業者など多くの人々が、身近な景観の大切さを認識し、主役となって取り組んでいくことが重要です。また、多くの人々が景観づくりに参加することによって、地域に対する誇りと愛着が生まれ、さらに景観資源の保全や、美しい景観づくりへの気運の高まりにつながっていくと考えられます。

そのために、市町村の担当者をはじめ、一人でも多くの県民、事業者が景観づくりへの関心を高め、積極的に景観づくりに参加していけるような場を提供していきます。

## (4) 総合的な施策

景観形成に関する「まもる」、「つくる」、「育てる」の総合的な取組として、他分野との連携により良好な景観形成につなげることを目指す方法があります。

そのために、土木、商工観光、農林水産、教育などの各分野の制度や事業とも連携を図っていきます。

## (5) 景観形成に向けての役割分担

美しい景観づくりには、住民、事業者、市町村、県が役割分担し、お互いに連携して取り組んでいくことが欠かせません。住民、事業者、市町村、県に期待される役割は次のとおりです。

### ア 住民の役割

景観づくりの主役であることを自覚し、自分たちの身近な景観や環境への関心を高め、積極的に良好な景観の保全・創出に参加することが望まれます。

### イ 事業者の役割

事業活動の結果が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観に対する関心を高め、景観形成へ配慮するとともに、地域の景観づくりに参加・協力する役割を担います。

### ウ 市町村の役割

住民・事業者にもっとも身近な行政である市町村が景観行政団体<sup>※</sup>となり、地域固有の歴史・文化等を生かした住民との協働による景観づくりに向けて、中心的な役割を担います。

(※景観行政団体：景観法により定義される景観行政の取組の主体となる自治体。基本的には政令指定都市、中核市及び都道府県が景観行政団体となるが、都道府県知事と協議し同意を得た市町村については、当該市町村が景観行政団体となる。景観行政団体は、景観計画の策定など景観形成に関する施策に主体的に取り組むことができる。)

### エ 県の役割

県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村の景観づくりをより一層進めやすくするため支援・先導を行うとともに、広域行政の担い手であることを踏まえ、広域的な観点から先導・調整を行う役割を担います。



## 付 章 東日本大震災で被災した市町村の景観形成に向けて

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波、さらに続く余震等により、沿岸の市町をはじめ県内各地の美しい景観が損なわれました。この章では、震災後の景観の現状と課題を概括するとともに、各市町村が復興に向けたまちづくりを進める際に、景観形成の一助となるよう、復興まちづくりにおける景観形成に関する考え方を示します。

### (1) 震災後の景観の現状と課題

県内の沿岸部をはじめとして、震災により景観が大きく変わったところがあります。震災後の景観の現状と、震災によって生じた景観形成に関する新たな課題を整理します。

#### ① 震災後の景観の現状

- ◆ 地震や津波により、砂浜や干潟、<sup>かいしょくがい</sup>海食崖<sup>\*</sup>や、沿岸の松林などの自然景観が壊されました。

(※海食崖：波の浸食作用などによって生じた海岸のがけ。)

- ◆ 地震や津波により、建築物や工作物などの人工物が、大きく壊されたり、流失したりして、人々の生活の場の景観も大きな被害を受けました。
- ◆ 場所によっては、被災しながらも、かつての景観が部分的に残っているところもあります。



被災をまぬがれた神社（石巻市小網倉浜）

#### ② 震災後の景観形成に関する課題

- ◆ 被災市町村の復興において、市街地や農地、森林などの土地利用を見直すことになれば、従前の景観が大きく変わることが予想されます。
- ◆ 安全・安心に主眼をおいたまちづくりの検討では、生命や生活、生産活動などが優先され、自然や歴史・文化、景観の保全などは後回しになりがちです。
- ◆ 被災した歴史的建造物などは、専門家がみると修復可能と思われる場合

であっても、修復に関する十分な検討がなされる前に取り壊されるおそれがあります。

- ◆ 被災を免れて部分的に残った、何気ない建物や道端の石碑など、生活に根ざした景観を形づくってきた要素は、あまり気にかげられることなく、失われてしまうおそれがあります。
- ◆ 少しでも土地の記憶をつなぎ止めておくために、失われた景観を回復させる取組も必要です。

## (2) 被災市町村の景観の形成に関する目標

本基本方針の第2章では、県内の美しい景観の形成に関する目標をまとめました。条例に掲げる基本理念や、基本目標の考え方は震災を受けた今でも変わりません。今後の県内の復興まちづくりに当たっても、この基本理念や基本目標が景観形成の指針となり、よりどころとなります。ここでは特に震災復興に関連する事項について、基本理念や基本目標の考え方を再確認します。

### ① 基本理念に関連する事項 (基本理念についてはP.8を参照)

- ◆ 大きな被害を受けた地域では、これからの復興まちづくりによって、産業形態や土地利用など、人々の生活が大きく変わるところがあります。そのようなところにも、その地域の歴史や文化を示す景観資源が被害を受けながらも残っている場合があります。そのような地域では、条例第3条第3項にあるように、「地域の歴史及び文化」と、復興に伴う新たな「人々の生活との調和」に配慮することが非常に大切になってきます。
- ◆ 壊滅的な被害を受けたところでは、これから新しいまちづくりが行われることとなります。そのようなとき、条例第3条第5項にあるような、「新たに美しい景観を創出する」という視点が特に重要になってきます。

### ② 基本目標に関連する事項 (基本目標についてはP.9を参照)

「まもる」

- ◆ 生活の場が被災したことにより、新たな開発が必要になる地域が出てきた場合、開発地の選定には、地形や植生、歴史・文化遺産などの景観資源の保全や活用に十分に配慮する必要もあります。やむなく景観資源に手を加える場合、その影響が最小限となるように検討し、周辺環境と調和するように工夫することが望まれます。



- ◆ 景観は、土地と、そこで生活する人々の営みとの調和を記録したものです。被災した景観の再生を復興の核とし、修復可能な景観資源の修復に努めるだけでなく、失った景観資源を地域のシンボルとしてよみがえらせたりすることも、地域の景観を守るための一つの方法と考えられます。

#### 「つくる」

- ◆ 新たに市街地を整備する場合、美しく魅力ある街並みをつくるためには、どこにでも見られるような画一的なデザインとならないよう、地域の特性をデザインに反映させる努力が重要になります。

#### 「育てる」

- ◆ 復興まちづくりにおいて、地域の思い出を大切にしながら、美しく魅力あるまちづくりをしようとする意識が、震災を乗り越える原動力の一つになると考えられます。そのようにして形成された街並みが、地域の誇りとなり、復興の象徴となることを期待します。

### (3) 被災市町村のこれからの景観形成のために

県内の復興まちづくりに当たって、美しく魅力ある街並み形成を進める上での留意事項を示します。

- ◆ 復興まちづくりの初期の段階から、その地域が美しく魅力ある街並みとなるように、住民の意見を聞きながら一緒に進めていくことが望まれます。
- ◆ 公共土木・建築施設の機能回復においても、自然環境と調和した復旧の推進が望まれます。また、地域の歴史、文化、自然が組み込まれた港湾施設や堰、運河などの貴重な土木遺産を、防災緑地や海岸保全施設の整備と調和を図りながら再生することなども効果的です。



貞山運河の被災状況

- ◆ まちづくりは時間や手間のかかるものですが、復興まちづくりの検討においては、あらかじめ将来的な街並みの姿や、魅力的な街並みをつくっていくための手法なども一緒に考えて計画を策定していくことが望まれます。

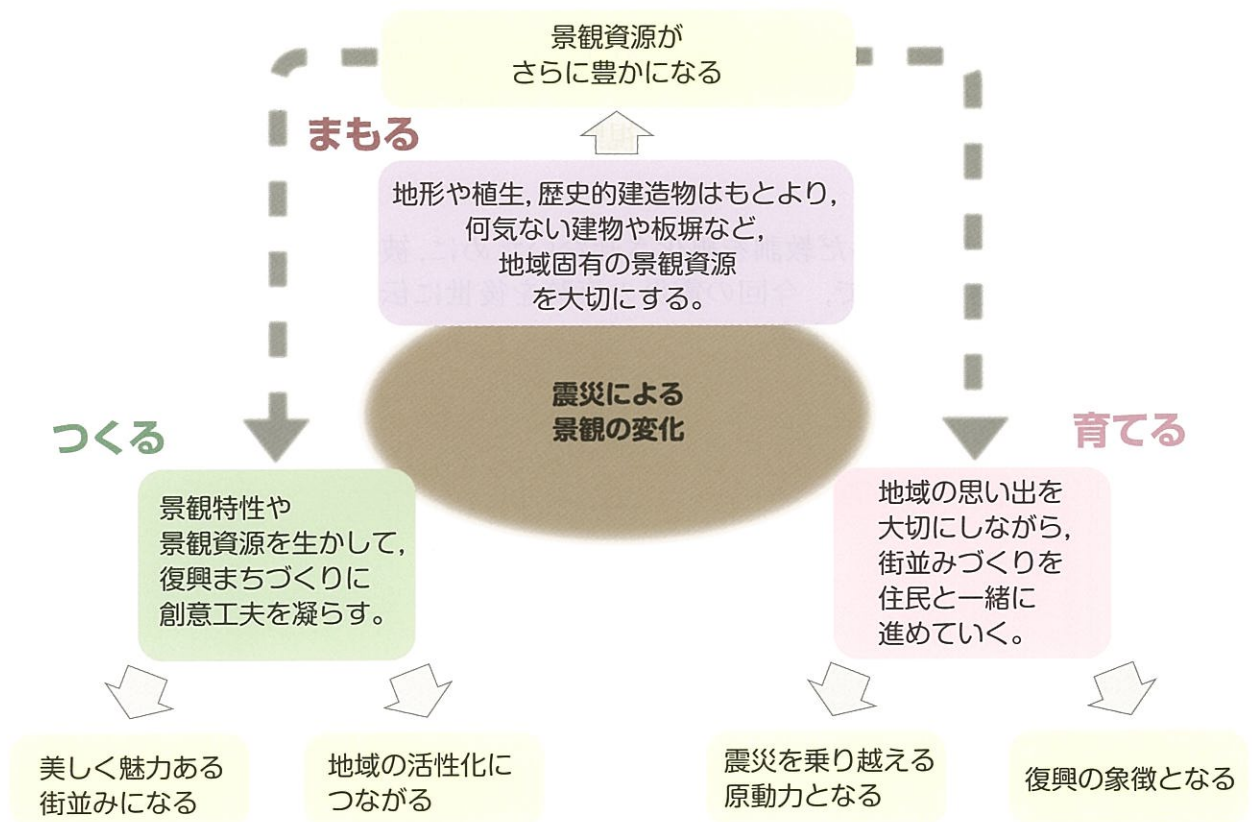


図5 被災市町村の景観形成のイメージ

- ◆ 大津波の再来に備え、居住地を高台へ移転したり、居住地と業務地とを分離したりして、これまでの土地利用を転換していくことにより、それまでの地域の景観が大きく変わる可能性があります。そのような場合にも、被災した土地や、新たに移転しようとする土地において、それまでに形成されてきた景観の良いところを継承していく視点が大切です。
- ◆ その地域の記憶が刻み込まれた地域固有のまちづくりを進めていくためには、地形や植生、歴史的建造物などはもちろんのこと、これまであまり景観資源として意識されていなかった何気ない建物や板塀、石垣や石碑、生垣や樹木なども、うまくまちづくりに生かしていくことが望まれます。
- ◆ 新しくまちづくりを行う地域では、景観も新しく創出していくことになります。その地域にふさわしい街並みを形成していくためには、その地域の景観区分や景観軸、景域<sup>\*</sup>などを念頭に置きながら、地域固有の自然や歴史、文化などを手がかりにしながら、街路や緑地、宅地の配置や、建物等の構造や意匠などについて、創意工夫を凝らしていくことが大切です。

(※景観区分、景観軸、景域については第3章<P.12~19>を参照)

- ◆ 今回の被災を受け止めて、これまで以上に景観形成に配慮した魅力あるまちづくりを進めることによって、水産業や商工業、観光業などの産業の発展充実につなげることも視野に入れた検討が望まれます。
- ◆ 震災から学んだ教訓を風化させないために、被災した人々の心情を十分に考慮した上で、今回の震災の痕跡を後世に伝えていくことも、大切な視点だと思われれます。